

規 則 名	理 由	要 旨
奈良県教育委員会事務局 職員安全衛生管理規程の一部改正	労働安全衛生規則の改正等に伴う事務局の安全衛生管理体制の強化のため、所要の改正を行うもの。	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1014 288 2045 735"> 1 安全衛生管理体制の見直し・法令改正に伴う新設への対応 <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1048 339 2033 424">(1) 総括安全衛生管理者及び衛生管理者の職務にかかる条項の新設 (第5条の2、第7条の2関係) <li data-bbox="1048 443 2033 528">(2) 安全衛生推進者選任所属の表記変更及び職務にかかる条項の新設 (第8条、第8条の2関係) <li data-bbox="1048 547 2033 632">(3) 衛生推進者選任所属の表記変更及び職務にかかる条項の新設 (第8条の3、第8条の4関係) <li data-bbox="1048 651 2033 735">(4) 化学物質管理者及び保護具着用管理責任者にかかる条項の新設 (第8条の5～第8条の8関係) <li data-bbox="1014 807 2045 943"> 2 指定する健康診断を受診しない場合についての取扱いの明確化 指定する健康診断を受診しない場合の対応について明記 (第21条第2項、第3項関係) <li data-bbox="1014 1015 2045 1150"> 3 要綱により実施している事業について、実施根拠を規定 過重労働による面接指導にかかる条項を新設 (第29条の4関係) <li data-bbox="1014 1238 2045 1334"> 4 所轄労働基準監督機関への報告について明記 (第31条関係)

規 則 名	理 由	要 旨
		5 施行期日 公布の日から施行する。 <p style="text-align: right;">(改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成八年三月奈良県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

奈良県教育委員会教育長 大石 健 一

第五条中第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（総括安全衛生管理者の職務）

第五条の二 総括安全衛生管理者は、衛生管理者を指揮し、次の各号に掲げる業務を総括管理する。

- 一 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 二 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 三 健康診断の実施その他健康管理に関すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 五 産業医の業務の内容等の周知に関すること。
- 六 その他職員の安全及び衛生に関すること。

第七条中第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（衛生管理者の職務）

第七条の二 衛生管理者は、次に掲げる事項を管理する。

- 一 健康に異常のある者の発見及び処置
- 二 作業環境の衛生上の調査
- 三 作業条件、施設等の衛生上の改善
- 四 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- 五 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項
- 六 職員の負傷及び疾病並びにそれによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成
- 七 その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等

2 衛生管理者は、前項の事項を管理するとともに、職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第八条を次のように改める。

（安全衛生推進者）

第八条 県立学校の給食調理場を管轄する所属に安全衛生推進者を置く。

2 安全衛生推進者は、所属長が所属職員で法及びこれに基づく命令に定める者のうちから選任するものとする。

3 所属長は、前項の規定により選任したときは、速やかに、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

第八条の次に次の七条を加える。

（安全衛生推進者の職務）

第八条の二 安全衛生推進者は、次に掲げる職務を行う。

- 一 職員の健康診断の実施の補助に關すること。
- 二 過重労働（職員が疲労を回復することができないような長時間にわたる労働をいう。以下同じ。）による面接指導の実施の補助に關すること。
- 三 メンタルヘルス不調（心身の健康を保持することが困難な状態をいう。以下同じ。）の予防並びに早期発見及び適切な対応等の心の健康の保持増進に關すること。
- 四 ストレスチェック（法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査をいう。以下同じ。）の実施の補助に關すること。
- 五 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）、作業環境及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に關すること。
- 六 職員の安全及び健康の普及啓発に關すること。
- 七 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に關すること。
- 八 関係機関に対する安全衛生に係る報告、届出等に關すること。

（衛生推進者）

第八条の三 所属（安全衛生推進者を置く所属を除く。）に衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、所属長が、当該所属の職員のうちから選任するものとする。

3 所属長は、前項の規定により選任したときは、速やかに、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（衛生推進者の職務）

第八条の四 衛生推進者は、次に掲げる職務を行う。

一 職員の健康診断の実施の補助に關すること。

- 二 過重労働による面接指導の実施の補助に関すること。
- 三 メンタルヘルス不調の予防並びに早期発見及び適切な対応等の心の健康の保持増進に関すること。
- 四 ストレスチェックの実施の補助に関すること。
- 五 施設、設備等（労働衛生関係設備、保護具等を含む。）、作業環境及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- 六 職員の安全及び健康の普及啓発に関すること。
- 七 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 八 関係機関に対する衛生に係る報告、届出等に関すること。

（化学物質管理者）

第八条の五 法第五十七条の三第一項の危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならない労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条各号に掲げる物及び法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を取り扱う所属に化学物質管理者を置く。

- 2 化学物質管理者は、所属長が、当該所属の職員のうちから選任するものとする。
- 3 所属長は、前項の規定により選任したときは、速やかに、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（化学物質管理者の職務）

第八条の六 化学物質管理者は、次に掲げる事項を管理する。

- 一 リスクアセスメントの実施に関すること。
- 二 リスクアセスメントの結果に基づく露防止措置の内容及び実施に関すること。
- 三 リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。
- 四 リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存並びに職員への周知に関すること。
- 五 リスクアセスメントの結果に基づく露防止措置の状況、職員のばく露状況、職員の作業及びばく露防止措置に係る職員の意見聴取に関する記録の作成及び保存並びに職員への周知に関すること。
- 六 職員への周知及び教育に関すること。

(保護具着用管理責任者)

第八条の七 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第十二条の六に該当する所属に保護具着用管理責任者を置く。

2 保護具着用管理責任者は、所属長が、当該所属の職員のうちから選任するものとする。

3 所属長は、前項の規定により選任したときは、速やかに、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(保護具着用管理責任者の職務)

第八条の八 保護具着用管理責任者は、次に掲げる事項を管理する。

- 一 保護具の適正な選択に関すること。
 - 二 職員の保護具の適正な使用に関すること。
 - 三 保護具の保守管理に関すること。
- 第二十一条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、前項の健康診断を受けないときは、当該健康診断の検査項目を全て満たす健康診断の結果を証する書面を所属長を経由し総括安全衛生管理者に提出することにより、当該健康診断の受診に代えることができる。

3 前項の検査項目は、総括安全衛生管理者が別に定める。

第二十九条の二の見出しを「(ストレスチェックの実施)」に改め、同条第一項中「職員の心理的な負担の程度を把握するための検査」を「職員に対し、ストレスチェック」に改め、同条第二項中「前項の検査」を「ストレスチェック」に改める。

第二十九条の三の次に次の一条を加える。

(過重労働による面接指導)

第二十九条の四 職員の過重労働による健康障害を防止するため、産業医による面接指導を行う。

2 前項の面接指導は、総括安全衛生管理者が別に定めるところにより実施する。

第三十一条中「総括安全衛生管理者」を「教育長」に、「所属長」を「総括安全衛生管理者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、法及びこれに基づく命令により、所轄の労働基準監督機関に対し、適切に報告しなければならない。

改正案	現行
<p>(総括安全衛生管理者) 第五条 略 2 略</p>	<p>(総括安全衛生管理者) 第五条 略 2 略 3 総括安全衛生管理者は、衛生管理者を指揮し、次に掲げる業務を総括管理する。 一 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関する事。 二 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関する事。 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事。 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。 五 産業医の業務の内容等の周知に関する事。 六 その他職員の安全及び衛生に関する事。</p>
<p>(総括安全衛生管理者の職務) 第五条の二 総括安全衛生管理者は、衛生管理者を指揮し、次の各号に掲げる業務を総括管理する。 一 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関する事。 二 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関する事。 三 健康診断の実施その他健康管理に関する事。 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。 五 産業医の業務の内容等の周知に関する事。 六 その他職員の安全及び衛生に関する事。</p>	<p>(総括安全衛生管理者の職務) 第五条の二 総括安全衛生管理者は、衛生管理者を指揮し、次の各号に掲げる業務を総括管理する。 一 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関する事。 二 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関する事。 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事。 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。 五 産業医の業務の内容等の周知に関する事。 六 その他職員の安全及び衛生に関する事。</p>

改正案

(衛生管理者)
第七条 略
2 略

(衛生管理者の職務)
第七条の二 衛生管理者は、次に掲げる事項を管理する。

- 一 健康に異常のある者の発見及び処置
 - 二 作業環境の衛生上の調査
 - 三 作業条件、施設等の衛生上の改善
 - 四 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
 - 五 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項
 - 六 職員の負傷及び疾病並びにそれによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成
 - 七 その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等
- 2| 衛生管理者は、前項の事項を管理するとともに、職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(安全衛生推進者)

- 第八条 県立学校の給食調理場を管轄する所属に安全衛生推進者を置く。
- 2| 安全衛生推進者は、所属長が、所属職員で法及びこれに基づく命令に定める者のうちから選任するものとする。
- 3| 所属長は、前項の規定により選任したときは、速やかに、総括安全衛生管理者に報告し

現行

(衛生管理者)
第七条 略
2 略
3| 衛生管理者は、総括安全衛生管理者の指揮を受け、第五条第三項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項に関する業務に携わる。

(安全衛生推進者等)

- 第八条 体育健康課に安全衛生推進者を置く。
- 2| 事務局の課(体育健康課を除く。)及び室並びに教育機関に衛生推進者を置く。
- 3| 安全衛生推進者又は衛生推進者は、所属長が所属職員で法及びこれに基づく命令に定める者のうちから選任するものとする。
- 4| 安全衛生推進者は、所属長、産業医その他

改正案

現行

なければならない。

安全衛生管理に携わる者の指揮を受け、職員
の安全及び衛生に関する業務を行う。

5| 衛生推進者は、所属長、産業医その他衛生
管理に携わる者の指揮を受け、職員の衛生に
関する業務を行う。

6| 所属長は、第三項の規定により選任したと
きは、速やかに、総括安全衛生管理者に報告
しなければならない。

（安全衛生推進者の職務）

第八条の二 安全衛生推進者は、次に掲げる職
務を行う。

一 職員の健康診断の実施の補助に関するこ
と。

二 過重労働（職員が疲労を回復することが
できないような長時間にわたる労働をいう
。以下同じ。）による面接指導の実施の補
助に関すること。

三 メンタルヘルス不調（心身の健康を保持
することが困難な状態をいう。以下同じ。
）の予防並びに早期発見及び適切な対応等
の心の健康の保持増進に関すること。

四 ストレスチェック（法第六十六条の十第
一項に規定する心理的な負担の程度を把握
するための検査をいう。以下同じ。）の実
施の補助に関すること。

五 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係
設備、保護具等を含む。）、作業環境及び
作業方法の点検並びにこれらの結果に基づ
く必要な措置に関すること。

六 職員の安全及び健康の普及啓発に関する
こと。

七 労働災害の原因の調査及び再発防止対策
に関すること。

八 関係機関に対する安全衛生に係る報告、
届出等に関すること。

改正案

現行

（衛生推進者）

- 第八条の三 所属（安全衛生推進者を置く所属を除く。）に衛生推進者を置く。
- 2| 衛生推進者は、所属長が、当該所属の職員のうちから選任するものとする。
- 3| 所属長は、前項の規定により選任したときは、速やかに、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（衛生推進者の職務）

第八条の四 衛生推進者は、次に掲げる職務を行う。

- 一| 職員の健康診断の実施の補助に関すること。
- 二| 過重労働による面接指導の実施の補助に関すること。
- 三| メンタルヘルス不調の予防並びに早期発見及び適切な対応等の心の健康の保持増進に関すること。
- 四| ストレスチェックの実施の補助に関すること。
- 五| 施設、設備等（労働衛生関係設備、保護具等を含む。）、作業環境及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- 六| 職員の安全及び健康の普及啓発に関すること。
- 七| 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 八| 関係機関に対する衛生に係る報告、届出等に関すること。

（化学物質管理者）

第八条の五 法第五十七条の三第一項の危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメ

改正案

現行

「ント」という。）をしなければならない労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条各号に掲げる物及び法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を取り扱う所属に化学物質管理者を置く。

2| 化学物質管理者は、所属長が、当該所属の職員のうちから選任するものとする。

3| 所属長は、前項の規定により選任したときは、速やかに、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（化学物質管理者の職務）

第八条の六 化学物質管理者は、次に掲げる事項を管理する。

- 一| リスクアセスメントの実施に関すること。
- 二| リスクアセスメントの結果に基づくばく露防止措置の内容及び実施に関すること。
- 三| リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。
- 四| リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存並びに職員への周知に関すること。
- 五| リスクアセスメントの結果に基づくばく露防止措置の状況、職員のばく露状況、職員の作業及びばく露防止措置に係る職員の意見聴取に関する記録の作成及び保存並びに職員への周知に関すること。
- 六| 職員への周知及び教育に関すること。

（保護具着用管理責任者）

第八条の七 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十二条の六に該当する所属に保護具着用管理責任者を置く。

改 正 案

現 行

2 保護具着用管理責任者は、所属長が、当該所属の職員のうちから選任するものとする。

3 所属長は、前項の規定により選任したときは、速やかに、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(保護具着用管理責任者の職務)

第八条の八 保護具着用管理責任者は、次に掲げる事項を管理する。

- 一 保護具の適正な選択に関すること。
- 二 職員の保護具の適正な使用に関すること。
- 三 保護具の保守管理に関すること。

(受診義務)

第二十一条 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、前項の健康診断を受けないときは、当該健康診断の検査項目を全て満たす健康診断の結果を証する書面を所属長を経由し総括安全衛生管理者に提出することにより、当該健康診断の受診に代えることができる。

3 前項の検査項目は、総括安全衛生管理者が別に定める。

(ストレスチェックの実施)

第二十九条の二 職員に対し、ストレスチェックを実施する。

2 ストレスチェックの実施者、実施対象者及び医師による面接指導等については、別に定める。

(受診義務)

第二十一条 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。ただし、別に医師による健康診断を受け、その結果について証明する書面を所属長を経て、産業医に提出したときは、この限りでない。

(職員の心理的な負担の程度を把握するための検査)

第二十九条の二 職員の心理的な負担の程度を把握するための検査を実施する。

2 前項の検査の実施者、実施対象者及び医師による面接指導等については、別に定める。

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>〔<u>過重労働による面接指導</u>〕 <u>第二十九条の四</u> 職員の過重労働による健康障害を防止するため、<u>産業医による面接指導</u>を行う。 2 前項の面接指導は、<u>総括安全衛生管理者</u>が別に定めるところにより実施する。</p> <p>(報告)</p> <p>第三十一条 <u>教育長は、総括安全衛生管理者</u>に對して、<u>所属職員の安全及び衛生</u>に關して必要な事項の報告を求めることができる。</p> <p>2 <u>教育長は、法及びこれに基づく命令</u>により、<u>所轄の労働基準監督機關</u>に對し、適切に報告しなければならぬ。</p>	<p>(報告)</p> <p>第三十一条 <u>総括安全衛生管理者は、所属長</u>に對して、<u>所属職員の安全及び衛生</u>に關して必要な事項の報告を求めることができる。</p>